



トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース)

事業主等が、就職が困難な障がい者を、公共職業安定所または職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用を行う場合に助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 職業経験、技能、知識等から安定した職業に就くことが困難な障がい者を、公共職業安定所または職業紹介事業者等の紹介により採用すること
2. 1. の対象労働者について、開始した日から1カ月間単位で最長3カ月間の障害者トライアル雇用（※）をすること
※求職者の業務適性等を見極め、事業主と求職者の相互理解を促進するために、一定期間試行的に雇用すること
3. 公共職業安定所等から紹介を受ける前に対象者に対して雇い入れに向けた選考を開始していないこと
4. 代表者または取締役の3親等以内の親族以外の者を対象者として雇い入れること

受給内容

対象労働者	1人あたりの支給額
精神障がい者以外	月額最大 4万円 (最長3カ月)
精神障がい者	1～3カ月目：月額最大 8万円 4～6カ月目：月額最大 4万円 (最長6カ月)

※障害者短時間トライアル雇用の場合は、1人あたり月額最大 **4万円** (最長12カ月)

※テレワークによる勤務を行う場合は、原則3カ月のトライアル雇用期間を最長6カ月まで延長できます。
(支給額の変更はありません。)

取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所